

誓 約 書

一、温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者ではありません。

一、温泉法第三十一条第一項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定により同法第十五条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者ではありません。

一、法人であつて、その役員のうち前二項のいずれかに該当する者はありません。

右のとおり誓約します。

年 月 日

住所

氏名

印

[利用許可申請用]